議員提出議案第2号

綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

綾瀬市議会議長 松澤 堅二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青	栁		愼
賛成者	同	井	上	賢	<u> </u>
同	同	笠	間		昇
同	同	武	藤	俊	宏
同	同	齊	藤	慶	吾
同	同	内	Щ	恵	子
同	同	安	藤	多思	[子
同	同	上	田	博	之

綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年綾瀬市条例第2号)の一部 を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

政務活動費に係る収支報告書に押印を求めないこととするため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。